

障害者負担 8分の1

1日以内示の県予算案

施設利用料を補助

上限額引き下げ 市町村へも独自支援

障害者自立支援法の施行に伴うサービス利用者の負担を軽減するため、県は一日以内示予定の二〇〇七年度一般会計当初予算案に、負担上限額の引き下げ措置を盛り込む方向で最終調整に入った。所得別に決まっている負担上限額の八分の一を目標としている。報酬単価の引き下げと算定方法の変更などで経営が悪化している施設に対する運営費補助や、地域活動支援センターの運営・委託が財政の大きな圧迫要因となった市町村への補助も実施する見通し。障害者の施設利用の減少や生活の質の低下に一定の歯止めをかける。

サービス事業者や市町村への支援は、国の激変緩和対策を活用して行成。県費も投入し、小規模

サービス利用の負担上限額は、年収に応じて一万五千円から三万七千二百円などと決められている。国は経過措置として現在、これを二分の一に設定しているが、負担への批判の高まりを受け、新年度から四分の一に引き下げる。県は障害者の生活状況などから、一層の負担軽減が必要と判断。利用者負担が規定上限額の八分の一程度となるよう利用料を補助する。

通所施設や在宅サービスの利用者を対象とする見込み。

福祉作業所など通所施設利用者に対しては、利用控えにより自立の機会を逸することがないよう、食費の一部も補助する。グループホームやケアホームの利用者には、国の負担軽減策と別に金銭的な支援を導入する。

上毛新聞
1/31. 07年

模グループホームに対する運営費の支援や、市町村の地域活動事業への補助を行う。

国は〇九年度の制度見直しを打ち出しており、県は一連の支援策を〇八年度までの時限措置として実施。同時に国に対して、制度の大幅な見直しを求め、障害者の負担軽減は、小寺弘之知事が予算編成にあたり、「弱者対策」の柱に打ち出していた。